

公正な研究活動の推進に関する令和 4 年度活動実績について

文部科学省では、公正な研究活動の推進等に関し、令和 4 年度に主に以下の取組を実施した。

1. 研究機関の体制整備状況等の確認、指導及び助言

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。)に基づく研究機関の体制整備等の状況を確認するため、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金及び文部科学省が措置する基盤的経費(運営費交付金、私学助成)に応募する又は配分を受ける研究機関に対し、「ガイドラインに基づく取組状況に係るチェックリスト」(以下「チェックリスト」という。)の提出を求め、規程・体制整備等の状況に不備が認められる研究機関に対して指導・助言を実施した(指導及び助言の流れは参考 2-1 を参照)。

(1) 令和 3 年度の体制整備状況等の調査

令和 3 年度にチェックリストの提出(令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日)があった機関は 2,114 機関であり、このうち、規程・体制整備等の状況に不備が認められる機関は 706 機関であった。

規程・体制整備等の状況の不備が認められた 706 機関に対して、令和 3 年度に引き続き、電子メール等による指導及び助言を行った結果、令和 4 年 11 月までに全ての機関において必要な対応が実施されたことを確認した。なお、対面による指導が必要な機関はなかった。

競争的資金等の不採択によりチェックリストを取り下げた 7 機関を除く全ての機関(2,107 機関)において、ガイドラインに基づく体制整備等が完了したことから、令和 3 年度にチェックリストの提出があった機関に対して管理条件の付与を行っていない。

(2) 令和 4 年度の体制整備状況等の調査

令和 4 年度にチェックリストの提出(令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日)があった機関は、2,096 機関であり、このうち、規程・体制整備等の状況に不備が認められる機関は 144 機関であった。

規程・体制整備等の状況の不備が認められた 144 機関に対して、現在、電子メール等による指導及び助言を行っている。

2. ガイドラインを踏まえた体制整備等の状況に関する実態調査の実施

研究機関への訪問等により、当該研究機関におけるガイドラインを踏まえた体制整備等の状況を確認するとともに、特徴的な取組や体制及び規程の整備状況を把握するため、実態調査を実施した。

また、他の研究機関及び研究者の取組を促進させることを目的に、実態調査の結果を公表した。(結果の詳細は参考2-3を参照)

● 対象機関

令和3年度チェックリスト等に基づき、ガイドラインを踏まえた体制整備等の状況が進んでいると考えられる研究機関の中から、地域性、規模、研究分野、過去の不正事案の有無等を考慮し、対象として12機関を抽出した。

● 実施時期

令和4年7月～令和5年1月

● 調査方法

対面による実施(体制及び規程の整備状況や特色ある取組の確認、研究者等との意見交換等)

● 調査内容(主な内容)

I. 研究機関における体制及び規程の整備状況、研究公正の推進に向けた取組

- (a) 研究不正防止に係る体制及び規程等の整備状況
- (b) 研究倫理意識の醸成に向けた取組
- (c) 研究データの保存・開示に関する取組
- (d) 機関誌(大学紀要等)に関する投稿規程等の整備状況

II. 研究室・ゼミ等における取組と研究指導

- (a) 研究上のルール・作法等の共通理解の醸成に向けた取組
- (b) 研究倫理意識の醸成に向けた取組
- (c) 研究データの保存・開示に関する取組
- (d) 研究指導の体制
- (e) 若手研究者・大学院生・学部学生の研究内容の確認・指導の方法・内容
- (f) 大学院生・学部学生の論文執筆に係る指導の方法・内容

III. その他研究不正防止に向けた取組

研究機関の実施する研究倫理教育と研究室・ゼミでの取組の連携